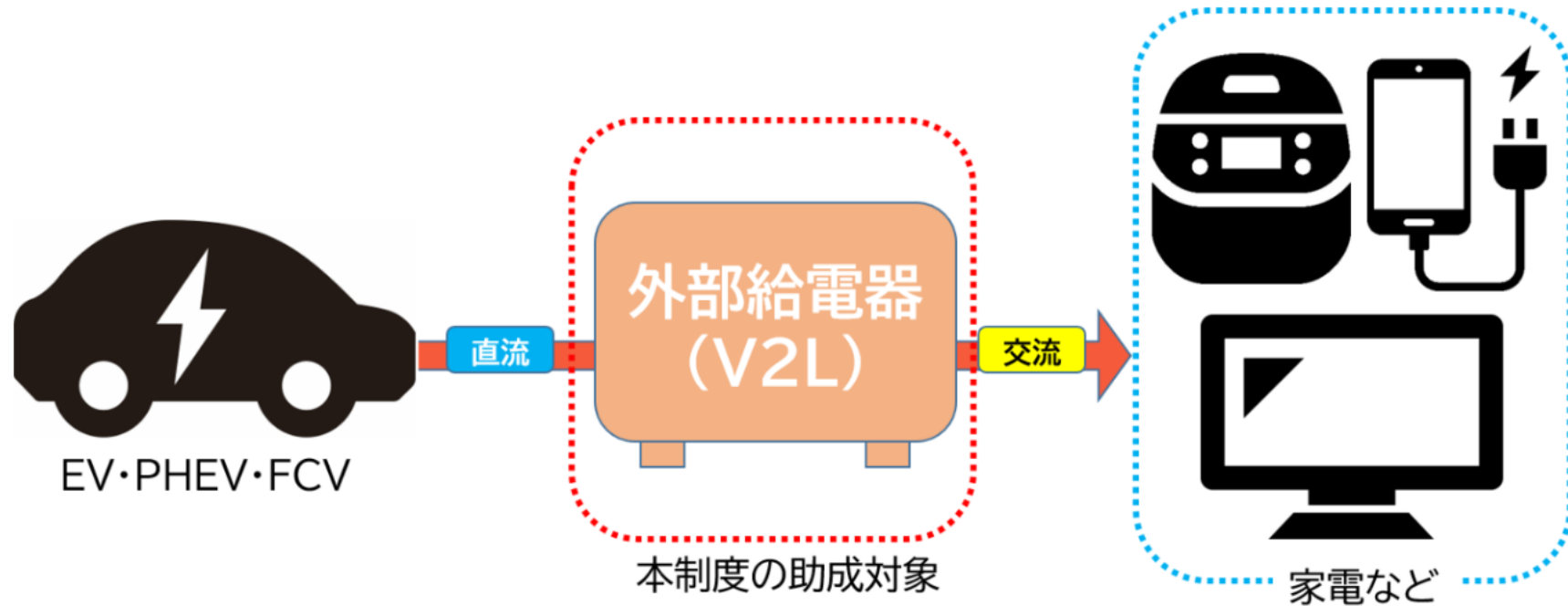


助成金申請に係るよくある質問・回答

令和7年度 FCV・EV・PHEV 外部給電器

(燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

2025年10月24日 作成



目次

1. 特によくある質問	P 1
2. 申請書類について	P 7
3. 申請方法について	P 12
4. リースについて	P 14
5. 助成対象機器について	P 16
6. 財産処分について	P 18
7. その他	P 22

1. 特によくある質問

[目次へ戻る](#)

1. 特によくある質問

	お問い合わせ内容	回 答
1-1	外部給電器と充電設備、V2H の違いが分からない。	外部給電器 ：EV 車両等から電気を取り出し、家電等に給電する、持ち運びが可能な機器です。 充電設備 ：EV 車両等の動力源となる電気を EV 車両等に供給する、充電設備です。 V2H ：EV 車両等から電気を取り出し、自宅に給電する機能に加え、EV 車両等を充電する機能も備えている設備です。
1-2	EV 車両（PHEV 車両）を充電する設備についての問い合わせ先は。	EV 車両等を充電するための設備は、外部給電器とは別の機器・設備であり、申請窓口が異なります。 お手数ですが、以下の窓口にお問い合わせください。 ■ <u>戸建住宅向け充電設備普及促進事業</u> ：TEL 03-6633-3819 (受付時間 平日 9:00～17:00) ■ <u>上記に当てはまらない充電設備について</u> ：TEL 03-5990-5159 (受付時間 平日 9:00～17:00)

1. 特によくある質問

1-3	外部給電器とEV・PHEV・FCV車両等を購入したいが、同時に申請できるか。	同時申請は可能です。 なお、ご申請にあたり、外部給電器を使用するEV車両等をご用意頂く必要があります。 また、外部給電器と使用するEV車両等のナンバープレートが判読可能な写真等のご提出をお願いしております。
1-4	国補助金と東京都の補助金は併用可能か。 また、申請の順番はあるか。	国補助金との併用は可能です。 また、区市町村が実施する補助金との併用も可能です。 国・区市町村等の補助金を併用される場合は、先に国・区市町村等の補助金を助成頂いてから、東京都の補助金をご申請ください。 なお、国・区市町村等が実施する補助金と東京都の補助金を併用する場合、東京都の補助金額は、国・区市町村等の補助金を控除した金額となります。
1-5	申請の手続きを代理で依頼することはできるか。	申請者本人ではなく、外部給電器の販売担当者や行政書士の方等、 外部の方からの代理申請は可能です。

1. 特によくある質問

1-6	申請をしたが受領されているか確認方法等があれば教えてください。	○オンライン申請 問題なくご申請が完了している場合、申請管理システムのグラフアから申請者様宛てに、外部給電器事業の申請受付メールが届きます。 外部給電器事業の申請受付メールが届いていない場合、申請が完了していない可能性があります。 その場合は、恐れ入りますが、再度ご申請ください。 ○郵送申請 問題なくご申請が完了している場合でも、申請者様宛へのご連絡は行っておりません。 そのため、申請書類の到着に関するトラブルを避けるため、レターパックや特定記録郵便等の追跡可能な方法をご利用ください。
1-7	申請をしたが、申請のステータスが「処理中」のままとなっている。審査の進捗状況を確認したい。	システム上、申請ステータスは常に『処理中』と表示されますが、審査は確実に進行していますのでご安心ください。 なお、進行状況の個別の確認はできませんのでご了承ください。

1. 特によくある質問

1-8	申請から助成金が振り込まれるまでの期間を知りたい。	申請受付からお振込みまで、概ね3～5カ月です。 ただし、上記期間はあくまで目安であり、申請書類に不備がある場合や確認事項がある場合は、更にお時間を要することがあります。
1-9	交付決定通知書が届いたが、振込に関する通知は別途あるか。	弊社より、お振込みに関する通知は行っておりません。 なお、交付決定通知書送付後から、概ね1か月程度を目安にお振込みいたします。
1-10	助成金額について知りたい。	本事業の助成金額の上限は40万円となります。 なお、国・区市町村等が実施する助成と東京都の助成を併用する場合、都補助金から国・区市町村等の補助金を差し引いた金額となり、以下のような算出式となります。 ＜ 都補助金のみ ＞ $\text{助成対象機器本体価格（税抜）} \times 1/2 = \text{都補助金（最大 40 万円）}$ ＜ 都補助金及び国・区市町村等の補助金を併用 ＞ $\text{助成対象機器本体価格（税抜）} \times 1/2 - \text{国・区市町村の補助金額} = \text{都補助金（最大 40 万円）}$

1. 特によくある質問

1-11	助成対象経費には、消費税や送料の他、オプション等の料金は含まれるか。	含まれません。 本事業の助成対象経費は機器本体価格（税抜き）です。
1-12	事業 HP に掲載されている「交付要綱」や「手続きの手引き」の交付の条件に「 東京都の他の助成金の交付を重複して受けていないこと 」と記載されているが、これはどういう意味か。	同じ外部給電器に対し、公社または東京都が実施する他の事業で既に補助を受けている場合、本事業ではその機器を助成対象としないことを意味しています。 そのため、東京都が実施している EV・PHEV・FCV 車両に対する助成事業と外部給電器に対する本助成事業は助成対象が異なりますので、同時にご申請頂けます。 なお、補助金は、交付対象を導入する際の負担軽減を目的としており、補助金の合計額が助成対象経費を超えてはいけません。
1-13	本社は都外だが、都内の支店で外部給電器を使用する。申請者住所には、本社と支店どちらの住所を入力すればよいか。	申請者情報には本店住所をご入力ください。 本事業の助成対象要件として、外部給電器およびそれを使用する EV・PHEV を所有し、自動車検査証記録事項に記載された「使用の本拠の位置」が東京都内であることが定められております。 本店住所が都外の場合は、登記事項全部証明書より都内に支店住所があるかを確認します。

1. 特によくある質問

1-14	登記事項全部証明書に都内の支店住所が記載されていない場合、どうすればよいか。	以下 1,2 いずれかの書類のご提出をお願いします。 <u>1.「法人都民税納税証明書」(原本または写し)</u> ・都内への納税が完納していることが分かる直近の事業年度のものを提出ください。 <u>2.「法人設立・設立届出書(控え)」(原本または写し)</u> ・都税事務所の受付印があるものを提出ください。
1-15	外部給電器を使用する EV 車両を処分した。 EV 車両は東京都の補助金を利用して購入しており、今後、外部給電器を使用する予定はない。 この場合、罰則等はあるか。	外部給電器の処分制限期間内に EV 車両を処分すると助成要件を満たさなくなり、取得財産の処分の対象として、助成金の一部を返還して頂く必要があります。 さらに、都の補助金を受けて EV 車両を購入した場合、車両の処分制限期間(4 年間)内に処分すると、車両についても助成金の一部を返還して頂く必要があります。

2. 申請書類について

[目次へ戻る](#)

2. 申請書類について

	お問い合わせ内容	回 答
2-1	助成金申請に必要な提出書類を教えてください。	手続きの手引き（EV・PHEV/FCV 外給）をご確認ください。 また、以下リンクの申請書類チェックリストも併せてご確認ください。 ■ 手続きの手引き（EV・PHEV 外給） https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2025/08/09_R7_EVPHEV_tebiki_20250808.pdf ■ 申請チェックリスト：個人・個人事業主 https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2025/05/00-1_R7_gaikilyuu_checklist_kojin.pdf ■ 申請チェックリスト：法人・リース事業者 https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2025/05/00-2_R7_gaikilyuu_checklist_hojin.pdf

2. 申請書類について

2-2	請求書にメーカー・型式が記載されていない場合、どうすればよいか。	メーカー、型式及び助成対象機器の本体価格が分かる書類をご提出ください。(例：注文書、売買契約書等)
2-3	請求書や注文書、領収書の宛名が申請者名と異なる場合、どうすればよいか。	書類を作成し直してください。 申請者名が申請者、請求書や注文書などの宛名、領収書の宛名（クレジットローンの場合は但し書きに申請者名を記載）と一致していない場合、受付できません。
2-4	保証書に保証開始日や設置場所住所、販売会社の保証印・販売店名が記載されていない場合、どうすればよいか。	お手数ではございますが、販売会社にお問い合わせ頂き、ご対応頂いた保証書をご提出ください。
2-5	提出写真「外部給電器の機種名と自動車のナンバープレート」について、型式や製造番号と一緒に写らない場合、どうすればよいか。	外部給電器の型式名等が 1 枚の写真に収まらなくとも問題ございません。 なお、ご提出頂く写真は以下の 2 点をご用意ください。 1. 外部給電器の機種名と外部給電器を使用する電気自動車等のナンバープレートと一緒に写っている写真 2. 外部給電器に記載されている製造番号が鮮明に分かる写真

2. 申請書類について

2-6	自動車検査証記録事項は電子車検証でもよいか。	電子車検証（A6 サイズ）ではなく、自動車検査証記録事項（A4 サイズ：コピー可）をご提出ください。 電子車検証には「使用の本拠の位置」の記載がなく、助成対象要件である使用の本拠の位置が東京都内であることを確認できないため、自動車検査証記録事項のご提出をお願いしております。
2-7	全額ローンで購入した場合の提出書類を教えてください。	ローンの契約書のコピーをご提出ください。 全額分のローン契約書がご用意できる場合、領収書は不要です。 ※申込書は不可。契約番号が記載されており、契約締結日が明記されているもの
2-8	公的書類として、健康保険証やマイナンバーカード、運転免許証、在留カードでも申請できるか。	不可です。 健康保険証やマイナンバーカード、運転免許証、在留カードでは申請できません。 個人での申請の場合、必ず住民票または印鑑証明書（コピー可）をご提出ください。
2-9	住民票や印鑑証明書、納税証明書はいつ取得したものを提出すればよいか。	申請受付日から 3 カ月以内 に取得したものをご提出ください。
2-10	振込で支払いをした場合、領収書を発行していないが、振込明細書で代用できるか。	お振込で支払いを完了した場合も、領収書が必要です。 購入店へ領収書の発行依頼をしてください。

2. 申請書類について

2-11	領収書の代わりとして、店舗控えや入金証明書でも申請できるか。	店舗控えや入金証明書等では、申請できません。 領収書が必要です。
2-12	インターネットショッピングサイトで助成対象機器を購入したい。 オンライン上で助成対象機器を購入した場合、紙の領収書ではなく、電子領収書が発行されると思うが、電子領収書を提出する場合、記載事項について、注意事項はあるか。	電子領収書につきましても、紙の領収書と同様、以下の記載が必要となります。 ・宛名が申請者と同一名義であること。 ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。 複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 過払い等により領収書の金額が請求書を超える場合は差し支えない。 ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。 (振込先に領収書の発行を依頼し、提出ください)
2-13	助成対象機器の購入に電子マネーや電子ポイントを充てた場合、申請はできるか。 また、申請にあたり注意事項はあるか。	ご申請頂けます。 ただし、以下の条件を満たす必要がございます。 ・請求書から電子マネーや電子ポイントが外部給電器の購入に充当していることが確認出来ること。 ・請求書に記載された全額分の領収書 (電子マネーや電子ポイントを除く) を ご提出頂くこと。 また、審査上問題ないかどうかにつきましては、実際に申請書類を拝見してからの判断となります。

2. 申請書類について

2-14	郵送で申請をしたい。 申請に必要な書類はどこから入手出来るか。	以下リンクより申請書類をダウンロード頂けます。 ■ 郵送申請 申請様式（外部給電器） https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/evphv_fcv_shinsei#phv
2-15	郵送で申請する場合は、郵送費用は公社が負担してくれるのか。	申請書類の郵送に係る送料は、申請者様のご負担となります。
2-16	郵送書類記載時の注意点はありますか。	黒または青のボールペンを使用し、訂正する場合は二重線で修正して署名または印を押してください。
2-17	提出書類について、インクの残量が少なく、書類の写しが薄くなってしまった。 この場合でも申請に問題はないか。	ご提出頂く書類は、鮮明に見えるものをご提出ください。 提出書類の判読が難しい場合、書類の再提出を求める場合がございます。
2-18	申請書類の郵送先はどこか。	〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階西オフィス 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター （クール・ネット東京） モビリティチーム

3. 申請方法について

[目次へ戻る](#)

3. 申請方法について

	お問い合わせ内容	回 答
3-1	この事業はいつまで実施するのか。	本事業は 令和 12 年度まで 実施を予定しております。 なお、年度ごとに事業内容は変わる可能性があります。
3-2	今年度の申請受付期限は。	令和 7 年度の申請受付期限は、以下の通りです。 ・ オンライン申請：令和 8 年 3 月 31 日（水）17 時迄 ・ 郵送申請：令和 8 年 3 月 31 日（水）17 時 必着
3-3	申請方式は事前申請、事後申請のどちらか。	本事業は 事後申請 のため、助成対象機器をご購入頂いてから、弊社へご申請ください。
3-4	オンライン申請を行う予定だが、グラファアアカウントを作成しなくても申請できるか。 グラファアアカウントを作成するメリットを教えてほしい。	メールアドレスのみの認証でもご申請頂けます。 なお、グラファアアカウントを作成してご申請頂く場合、申請の一時保存や申請状況の確認が可能です。
3-5	昨年度、申請した。再度グラファアのログインを試みたができない。新しくアカウントを作って良いか。	申請受付管理システムであるグラファアは仕様上、最終ログイン日から 30 日が経過すると、ID・パスワードがリセットされます。 再度グラファアのアカウントを作成ください。

3. 申請方法について

3-6	オンライン申請を進めているが、書類が添付できない。	申請受付管理システムであるグラフアーは仕様上、一度に添付できる書類は、1 ファイル 4MB まで です。
3-7	申請者は法人だが、助成金振込先を代表取締役の口座にすることはできますか。	不可です。 申請者と振込口座名義人は同一としてください。 申請者と振込口座名義人が異なる場合でご申請頂いた場合、振込口座名義人をご修正頂く必要があります。
3-8	申請代行を利用する際に気を付けることはあるか？	基本、不備対応等のやり取り等は申請代行者にご連絡差し上げます。 ただし、申請代行を利用した場合でも、申請者様自身に確認する必要がある場合、申請代行者ではなく、申請者様とやり取りを行うことがあります。
3-9	行政書士の方に申請代行を依頼する予定だが、委任状等の書類は必要か。	不要です。
3-10	外部給電器を購入し、申請から 12 か月を経過した場合、申請はどうなるのか。	本事業では、助成対象の外部給電器をご購入された購入日から 1 年以内にご申請頂き、申請受付期間内に申請を受領した場合は、申請から 12 か月を超過しても申請は有効となります。

4. リースについて

[目次へ戻る](#)

4. リースについて

	お問い合わせ	回 答
4-1	リース申請での申請者は、貸与元・貸与先のどちらになるのか。	申請者は、リース事業者（貸与元）になります。
4-2	都内リース会社でリース契約を実施し、 全国へ車両を提供する場合は申請できるか。	申請できません。 本事業の助成対象要件の一つに、外部給電器を使用するEV・PHEV等は「使用の本拠の位置が都内である」とと定めているため、助成対象外となります。

4. リースについて

4-3	リース事業者が追加で提出する「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)」とは何か。 また、何を記載すればよいか。	リース事業者が貸与先に助成対象機器をリースする際、本来のリース料金から本事業による助成相当額が減額されていることを証明する書類になります。 助成金・補助金なしの場合の欄には、通常のリース料金を、助成金・補助金ありの場合の欄には、東京都及び国・区市町村等で助成を受けた場合のリース料金をご記載頂き、リース契約書の総額と一致していることを確認してください。 <確認事項> 通常のリース料金から東京都及び国・区市町村等で助成を受けた場合のリース料金との差額が、東京都及びその他の補助金額の合計と一致若しくは上回っていることを確認してください。
-----	---	---

5. 助成対象機器について

[目次へ戻る](#)

5. 助成対象機器について

	お問い合わせ	回 答
5-1	助成対象機器を教えてください。	本事業 HP または「手続きの手引き（EV・PHEV/FCV 外給）」をご確認ください。
5-2	助成対象機器は何を基準に決めているのか。	本事業における助成対象機器は、一般社団法人次世代自動車振興センター（通称：NeV）が定めた助成対象機器に準拠しています。
5-3	所有している車両に給電機能があるか教えてください。	自動車のメーカーにお問い合わせください。
5-4	区市町村から申請する場合、外部給電器を使用する車両は、FCV 車両に限定されるのか。 また、FCV 用の外部給電器はどれか。	地方公共団体からご申請頂く場合、外部給電器を使用する車両は FCV 車両に限定されます。 なお、どの FCV 車両にどの外部給電器が使えるかといった車両及び機器の仕様については、自動車または外部給電器のメーカーにお問い合わせください。
5-5	中古で助成対象機器を購入したが、申請できるか。	申請できません。 新品のみ助成対象となります。
5-6	フリーマーケットサイトで助成対象機器を購入した。備考欄には、新品と記載されているが申請できるか。	フリマサイトやオークションサイトで購入した場合、新品であるか証明できないため、申請できません。

5. 助成対象機器について

5-7	電子商取引（例：助成対象機器販売店の公式ウェブサイト等）にて、助成対象機器を購入した。この場合、申請できるか。	申請頂けます。 ご申請頂くにあたり、助成対象要件を満たし、「手続きの手引き（EV・PHEV/FCV 外給）」に記載の申請に必要な書類をご提出ください。
5-8	自社調達とは何か。 また、自社調達に該当した場合、罰則等はあるか。	自社調達とは、助成対象機器を自ら製造し、入手すること等を指します。 また、自社調達に該当する場合、罰則はございませんが、利益相当分を排除した額が助成対象経費となります。

6. 財産処分について

[目次へ戻る](#)

6. 財産処分について

	お問い合わせ内容	回 答
6-1	処分制限期間とは何か。	弊社事業により助成を受けた対象機器（＝取得財産）の保有し続ける必要がある期間のことを指します。
6-2	外部給電器の処分制限期間は。 また、どこに記載されているのか。	本事業の助成対象機器である外部給電器の処分制限期間は、3年間（36カ月）です。 ■手続きの手引き（EV・PHEV 外給：P12 参照） https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2025/05/09_R7_EVPHEV_tebiki.pdf

6. 財産処分について

6-3	財産処分について教えてほしい。	助成対象ごとに設定された処分制限期間内に、申請者住所の東京都外への変更等の以下の例に該当することを処分と呼びます。 ・ 申請者住所の都外への変更 ・ 自動車検査証記録事項に記載の「使用の本拠の位置」のみ都外へ変更 ・ 譲渡（売却・下取り・廃車のための引渡し） ・ リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）など これらに該当する場合は、以下リンクより、公社から事前に処分の承認を受けてから、処分を行ってください。 また、財産処分に伴い、助成金の一部を公社に返還して頂く必要があります。 ■ 取得財産等処分承認申請 ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/shobun
-----	-----------------	---

6. 財産処分について

6-4	処分制限期間内に外部給電器を使用する EV 車両を 変更した。 車両の変更に際して、罰則等はあるか。 また、必要な手続きがあれば教えてほしい。	本事業の助成対象要件を引き続き満たし、外部給電器を使用する場合、罰則はありません。 ただし、外部給電器の処分制限期間内に、申請時に外部給電器を使用する車両を別の車両に変更する場合は、以下の書類をメール又は郵送にてご提出ください。 ■ご提出書類 1. 変更届出書（以下リンクよりダウンロード可能） https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/evphvfcv5_shobun 2. 変更内容が確認できる書類 ・自動車検査証記録事項（車両変更後のもの） 3. 写真 ・外部給電器と PHEV 車両等と一緒に写り、 外部給電器の機種名と車両のナンバープレートが 判読できるもの ■メール提出先 mobility@tokyokankyo.jp
-----	--	---

6. 財産処分について

6-5	財産処分について、助成金の返還額の算出方法が知りたい。	算出式は以下のとおりです。 返還額 = 助成額 × 【1 - 外部給電器購入日から所有権等移転日(●ヵ月) /36ヵ月(3年：処分制限期間)】※千円未満切り捨て
6-6	助成額：20万円、外部給電器購入日から売却までの経過期間1年の場合の助成金返還額はいくらか。	返還額 = 200,000円 × (1 - 12ヵ月/36ヵ月) = 133,000(円) ※千円未満切り捨て
6-7	交付決定通知書を受領した翌日に外部給電器を使用するEV車両が事故で廃車になってしまった。 この場合、どうすればよいか。	交付決定通知から14日以内に要件を満たさなくなった場合は交付決定の撤回が可能です。

7. その他

[目次へ戻る](#)

7. その他

	お問い合わせ	回 答
7-1	助成対象要件を満たしていれば、必ず助成されるのか。	本事業は助成対象要件を満たす助成対象者に対し、一律で助成を行います。 ただし、予算がなくなった場合には助成が出来なくなりますため、予算が少なくなった際には、事前に本事業HPに情報を掲載します。
7-2	国補助金と都補助金の助成金額が異なるのはなぜか。	国補助金は、国が実施している助成事業であり、都補助金は、東京都が実施している助成事業です。 助成事業を行っている事業元が異なるため、助成金額が異なります。
7-3	国補助金と都補助金の助成金額の算出方法が異なるということだが、金額には一切影響はないのか。	国補助金を併用する場合、都補助の金額から国補助の金額を差し引くため、ご申請者様が受け取る助成金額の総額は変わりませんが、助成する金額には影響がございます。

7. その他

7-4	「手続きの手引き」の P6 に併用できない助成金の例として、「東京都 燃料電池自動車の普及促進事業」と記載されているが、これはどういう意味か。	ご確認頂いている手引きは、EV・PHEV 外部給電器の手引きかと思われます。 EV・PHEV 外部給電器では、外部給電器を使用する車両を EV・PHEV 車両としているため、助成対象が FCV 車両である「東京都 燃料電池自動車の普及促進事業」とは併用できないことを意味しています。
7-5	HP 記載の例に国補助の金額も記載されているが、この金額以外になる場合もあるのか。	HP に掲載している「国補助金及び都補助金の助成額」につきましては、あくまで参考例として記載しております。そのため、実際の助成金額は、ご申請者をご購入する外部給電器の本体価格やメーカー、型式等によって助成金額が異なります。

7. その他

7-6	東京都が実施する別の事業で、同じ外部給電器に対して助成を受けていたが、公社への連絡をせずに交付決定、助成を受けた。この場合、罰則等はあるか。	東京都が実施する別の事業で同じ外部給電器について助成を既に受けており、助成金の交付を重複して受けている場合、交付決定の取り消しに該当し、以下の返還金の請求が発生します。 ・ 助成金額の一部又は全額の返還 ・ 公社が別で算出する違約加算金の返納 また、公社が指定する期日までに上記請求金を返還・返納しない場合、上記請求に加え、延滞金の請求が発生します。
-----	--	---

7. その他

7-7	財産処分と交付決定の取り消しの違いは何か。	財産処分は、助成で取得した機器の扱いを処分制限期間内に動かす行為（移転・譲渡・廃棄・貸付等）を指します。 処分には、弊社の事前承認が必要で、助成金の返還が発生します。 交付決定の取り消しは、交付要綱違反や不正手続き等が判明した場合に、公社が助成の決定自体を一部又は全部を無効にすることを指します。 また、助成金の一部又は全額の返還請求及び違約加算金の請求に加え、指定の期日までに請求金額が返還されなかった場合、延滞金の請求が伴います。
-----	-----------------------	---